

いちはら市民活動団体登録のご案内

市では、本市に関わる市民活動団体の情報を市に登録することにより、市民活動団体の活性化と市民の皆様への社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的に、本制度を開始しました。市民活動団体の皆様には、本制度に登録していただき、団体のPRや会員の募集、団体同士の連携などに活用くださるようお願いいたします。

◇市民活動団体とは

地域のさまざまな課題解決や地域コミュニティなどを推進するための自主的・自発的な活動を行う団体（法人を含む。）をいいます。ただし、次の活動を除きます。

- 1 営利を目的とする活動
- 2 宗教活動、または政治活動を目的とする活動
- 3 特定の公職の候補者や公職にある者、または政党の推薦・支持や、これらに反対することを目的とする活動



◇登録の要件

- 1 市内に事務所、または活動場所があること。
- 2 2人以上の構成員がいること。
- 3 暴力団、または暴力団員の統制下でないこと。
- 4 団体の構成員に暴力団員が含まれていないこと。

◇登録のメリット

- 1 「いちはら市民活動団体ウェブサイト」に、登録団体の紹介や活動報告、イベント開催などに関する情報を公開できます。
- 2 市民や市民活動団体の皆様、公的機関、民間企業などからの市民活動に関する問い合わせに対し、登録団体の情報を提供できます。
- 3 市民活動団体相互の連携に関する情報を提供できます。

◇登録の手続き

登録を希望する団体は、「いちはら市民活動団体登録届」を提出してください。（市ウェブサイトからダウンロード可）



◇登録団体への依頼事項

登録団体は、原則として年度ごとに1回以上、前記のウェブサイトに情報提供を行っていただきます。

提出・問合せ先

市民生活部 市民活動支援課 NPO・ボランティア支援室（市役所第1庁舎2階）
〒290-8501 市原市国分台中央1-1-1 ☎ (23) 9998 FAX (23) 0681
Eメールアドレス：npoboranteia@city.ichihara.lg.jp